

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕 (その4)	09B:上下水道施設 工事	東淀川区 守口市 寝屋川市	(株) デイケイケイサー ビス関西	17,258,400	平成30年4月24日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
2	城東浄水場超音波流量計修繕	09B:上下水道施設 工事	鶴見区	向洋電機(株)	5,616,000	平成30年4月27日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
3	柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕 (その2)	09B:上下水道施設 工事	東淀川区 守口市 枚方市	島津システムソリュー ションズ(株)	6,102,000	平成30年5月8日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
4	柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕 (その1)	09B:上下水道施設 工事	東淀川区 守口市 枚方市	メタウォーター(株)	9,288,000	平成30年5月10日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
5	加美巽川排水機場ポンプ吐出弁用電動 開閉機修繕	09D:機械器具設置 工事	生野区	西部電機(株)	3,132,000	平成30年5月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
6	東横堀川水門外1排水ポンプ修繕	09D:機械器具設置 工事	中央区 浪速区	(株) 電業社機械製作 所	13,802,400	平成30年5月23日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
7	舞洲緑地池ろ過設備 上の池ろ過装置 用ポンプ外1修繕	09D:機械器具設置 工事	此花区	クボタ機工(株)	5,400,000	平成30年5月29日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
8	柴島浄水場高圧断路器修繕	09D:機械器具設置 工事	東淀川区	メタウォーター(株)	2,916,000	平成30年6月1日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
9	楠葉取水場回転速度制御設備整備修繕	09D:機械器具設置 工事	枚方市	シンフォニアエンジ アリング(株)	43,200,000	平成30年6月7日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
10	柴島浄水場外5か所水質計器整備修繕	09D:機械器具設置 工事	東淀川区 鶴見区 守口市 寝屋川市 枚方市	向洋電機(株)	43,740,000	平成30年6月7日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
11	平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工 事	09D:機械器具設置 工事	平野区	日揮(株)	235,440,000	平成30年6月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
12	咲洲雨水ポンプ場No. 1排水ポンプ修繕	09D:機械器具設置 工事	住之江区	(株) 日立製作所	12,420,000	平成30年6月14日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
13	舞洲緑地流れ循環設備 上の流れ用ポ ンプ修繕	09D:機械器具設置 工事	此花区	(株) 荏原製作所	2,964,600	平成30年6月18日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
14	西成複合施設昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	西成区	日本エレベーター製造 (株)	19,440,000	平成30年6月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
15	大淀複合施設昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	北区	(株) 日立ビルシステム	9,999,720	平成30年6月22日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	大阪駅前地下駐車場駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置 工事	北区	新明和工業(株)	28,080,000	平成30年6月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
17	湊町リバープレイス自動扉装置修繕	14L:建具工事	浪速区	ナブコドア(株)	5,011,200	平成30年6月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
18	本町地下駐車場外1駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置 工事	西区 中央区	エヌエイチパーキング システムズ(株)	24,246,000	平成30年6月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
19	舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事	09B:上下水道施設 工事	此花区	三菱化工機・日揮特定 建設工事共同企業体	579,960,000	平成30年6月29日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その4）

2 契約の相手方

（株）デイケイケイサービス関西

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び豊野浄水場に設置している水質計器の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、東亜ディーケーケー（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕が履行可能な業者は、東亜ディーケーケー（株）より整備業務を移管されている（株）デイケイケイサービス関西のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

城東浄水場超音波流量計修繕

2 契約の相手方

向洋電機 (株)

3 随意契約理由

本修繕は、城東浄水場に設置している超音波流量計の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該超音波流量計は、横河電機 (株) が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、横河電機 (株) の当該業務は横河フィールドエンジニアリングサービス (株) に吸収分割され、平成25年4月からは横河ソリューションサービス (株) に承継されており、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は横河ソリューションサービス (株) より修繕業務を移管されている向洋電機 (株) のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2402)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その2）

2 契約の相手方

島津システムソリューションズ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（TOC計、pH計、有試薬残留塩素計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、（株）島津製作所及び島津システムソリューションズ（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は、（株）島津製作所よりTOC計の修繕業務の移管を受け、かつpH計、有試薬残留塩素計の製作者である島津システムソリューションズ（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その1）

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（原水有毒物質監視装置）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、富士電機システムズ（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが必要である。

なお、富士電機システムズ（株）は、平成19年4月の分社化により当該水質計器に関する事業を富士電機水環境システムズ（株）に継承し、平成20年4月に（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が設立され、さらに平成29年9月30日付で東亜ディーケーケー（株）に事業譲渡された。本修繕が履行可能な業者は、東亜ディーケーケー（株）より保守業務移管されたメタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 修繕名称

加美巽川排水機場ポンプ吐出弁用電動開閉機修繕

2 契約の相手方

西部電機㈱

3 随意契約理由

加美巽川排水機場は、生野区巽中に設置されており、大雨や台風などにより河川の水位が上昇した際に、ゲートの開閉及び排水ポンプ運転を行うことで加美巽川の水位調整を行い、水害等の災害を防止するための排水施設である。

今般、加美巽川排水機場の排水ポンプ吐出弁用電動開閉機のリミットスイッチユニットおよびリミットスイッチギヤユニット等が経年劣化により運転制御に支障をきたすおそれが懸念される。

現状のままでは、吐出弁用電動開閉機の運転に支障をきたすため、その機能を維持するため予防保全を目的に計画的な修繕を行うものである。

本機器は西部電機㈱の独自技術により設計・製作された設備であり、電動開閉器を構成する各装置や部品は、他社からは調達できない。また、修繕にあたっては構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7414）

随意契約理由書

1 修繕名称

東横堀川水門外1排水ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株)電業社機械製作所

3 随意契約理由

東横堀川水門及び道頓堀川水門は、船舶の通行を可能とする機能（開門）とともに、治水機能及び東横堀川、道頓堀川の水質浄化機能も兼ねた施設である。

今回修繕する東横堀川水門及び道頓堀川水門の排水ポンプは、治水機能と水質浄化機能を補う設備であるが、長時間の運転によりモーター等の回転部に使用している部品が経年劣化により、軸受部が浸水するおそれが懸念される。

現状のままでは、河川排水ができず大雨などにより水位が上昇して河川が氾濫した場合には周辺への浸水被害が発生し市民生活への影響及び東横堀川、道頓堀川の水質への影響が懸念されることから、その機能を維持するため予防保全を目的に計画的な修繕を行うものである。

このため、分解整備するものであるが、本機器は(株)電業社機械製作所の独自技術により設計・製作された設備であり、本機器を構成する各装置や部品は、他者からは調達できない。また、修繕にあたっては排水ポンプの構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号：06-6615-7887）

随意契約理由書

1 修繕名称

舞洲緑地池水ろ過設備 上の池ろ過装置用ポンプ外1修繕

2 契約の相手方

クボタ機工(株)

3 随意契約理由

舞洲緑地は、此花区北港緑地に設置される水に親しみ憩いの場となる施設である。

この度、施設の点検を行った際、池水ろ過設備である上の池ろ過装置用ポンプ及び下の池ろ過装置用ポンプの2台において、経年劣化による絶縁不良により起動不能になっていることが判明した。

現状のままでは池の水のろ過を行うことが出来ないため、池水が滞留して虫が発生したり、水の腐敗による悪臭等で緑地内に設置されている宿泊施設への衛生面に悪影響を及ぼすため修繕の必要がある。

同ポンプはクボタ機工(株)の独自技術により設計・製作された設備であり、ポンプを構成する各装置や部品は他社からは調達できない。また、修繕にあたってはポンプの構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7414）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場高圧断路器修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場下系高度浄水処理棟及び上系高度浄水処理棟に設置している高圧断路器の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、富士電機（株）の電機システム部門が平成15年10月に富士電機システムズ（株）に吸収分割され、平成19年4月の分社化により当該機器に関する事業は富士電機水環境システムズ（株）に継承し、平成20年4月には、（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承されており、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者はメタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

楠葉取水場回転速度制御設備整備修繕

2 契約の相手方

シンフォニアエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本修繕は、楠葉取水場に設置している揚水ポンプ用回転速度制御設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、神鋼電機（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、神鋼電機（株）は、平成21年4月1日にシンフォニアテクノロジー（株）へ社名変更し事業継承されており、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者はシンフォニアテクノロジー（株）より修繕業務を移管されているシンフォニアエンジニアリング（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外5か所水質計器整備修繕

2 契約の相手方

向洋電機（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、東淀川浄水場、城東配水場、庭窪浄水場、豊野浄水場、楠葉取水場及び体験型研修センターに設置している水質計器の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、横河電機（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、横河電機（株）の当該修繕業務を行っていた部門は、横河フィールドエンジニアリングサービス（株）に吸収分割され、平成25年4月からは横河ソリューションサービス（株）に事業継承されており、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は横河ソリューションサービス（株）より当該水質計器の修繕業務を移管されている向洋電機（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随 意 契 約 理 由 書

1 工事名称 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事

2 契約の相手方 日揮（株）

3 随意契約理由

今回工事を行う平野下水処理場汚泥溶融炉設備は、下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理しスラグ化するための設備であるが、汚泥ケーキ乾燥機や溶融炉等の構成機器が劣化・損傷し汚泥処理に支障をきたしているため汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

本設備は日揮（株）が設計施工したものであり、その技術及び特許権などは当該施工会社が有している。本工事にあたっては下水道事業の性質上、設備の停止期間が限定されるために短期間で工事を施工する必要があるため当該設備の構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、当該汚泥溶融炉設備を施工した上記業者以外は、同設備に対する技術面に不明な点が多く整備工事施工後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが困難である。以上のことから、本工事を行えるのは上記業者のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署 建設局 南部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1 案件名称

咲洲雨水ポンプ場No. 1排水ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由

本修繕は、咲洲キャナル北地区雨水ポンプ場に設置されている排水ポンプの分解整備を行い、主要部品の交換並びに工場試験を実施して性能確認を行うものである。

本修繕の対象となる排水ポンプは、咲洲キャナル北地区雨水ポンプ場に設置されており、雨水等の流入により変動する咲洲キャナルの水位を適正に保つための排水設備である。当該ポンプが故障すると、咲洲キャナルの水位が上昇し、併設しているプロムナードが冠水することにより、市民利用や隣接用地の利用に支障をきたす恐れがある。

当該ポンプ設備は、咲洲キャナルへの雨水流入量に合わせてポンプ運転を制御できるように上記業者により設計・製作されたもので、分解整備時における部品等の組立調整には、製作会社が保有する設計時の情報と独自の技術が必要である。また、同一規格で品質管理が十分に行われた製作会社の純正部品で取替えることが、機器の性能を発揮するうえで不可欠である。

さらに、分解整備後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港湾局計画整備部設備課(機械) (電話番号 06-6552-0057)

随意契約理由書

1 修繕名称

舞洲緑地流れ循環設備 上の流れ用ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株)荏原製作所

3 随意契約理由

舞洲緑地は、此花区北港緑地に設置される水に親しみ憩いの場となる施設である。

この度、施設の点検を行った際、流れ循環設備の上の流れ用ポンプにおいて、経年劣化による絶縁不良により起動不能になっていることが判明した。これにより機能回復を図るため、ポンプの分解整備を行い主軸や電動機、パッキン類等を交換することが必要となった。

現状のままでは水の流れ循環を行うことが出来ないため、滞留した水に虫が発生したり、水の腐敗による悪臭等で緑地内に設置されている宿泊施設への衛生面に悪影響を及ぼすため修繕の必要がある。

同ポンプは(株)荏原製作所の独自技術により設計・製作された設備であり、ポンプを構成する各装置や部品は他社からは調達できない。また、修繕にあたってはポンプの構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課 (道路公園設備担当) (電話 06-6615-7414)

随意契約理由書

1 案件名称

西成複合施設昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本エレベーター製造(株)

3 随意契約理由

本昇降機設備は、設置後32年が経過しており、設備を構成する部品の劣化が激しく交換が必要な状況である。構成部品の故障が発生すると、昇降機本体が停止し施設利用者の閉じ込め事故が発生する恐れがあり、各施設の運営に支障をきたすことから、経年劣化による部品の取替及び整備を行う必要がある。

上記業者は、当該設備を製造した業者であり、安全性の確保並びに製造業者責任と保守責任の一元化のため、本業務にあたっては、上記業者のみが設備の機能維持確保を図ることができる唯一の業者であることから同業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 大阪市立中央図書館 総務担当

(電話番号 06-6539-3314)

随意契約理由書

1 案件名称

大淀複合施設昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム

3 随意契約理由

本昇降機設備は、設置後33年が経過しており、設備を構成する部品の劣化が激しく交換が必要な状況である。構成部品の故障が発生すると、昇降機本体が停止し施設利用者の閉じ込め事故が発生する恐れがあり、各施設の運営に支障をきたすことから、経年劣化による部品の取替及び整備を行う必要がある。

上記業者は、当該設備を製造した業者であり、安全性の確保並びに製造業者責任と保守責任の一元化のため、本業務にあたっては、上記業者のみが設備の機能維持確保を図ることができる唯一の業者であることから同業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 大阪市立中央図書館 総務担当

(電話番号 06-6539-3314)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪駅前地下駐車場駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

新明和工業(株)

3 随意契約理由

機械式駐車場である大阪駅前地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は新明和工業(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

随意契約理由書

1 案件名称

湊町リバープレイス自動扉装置修繕

2 契約の相手方

ナブコドア(株)

3 随意契約理由

湊町リバープレイスに設置している自動扉装置については、扉の耐用開閉回数を大幅に超え、点検の結果、装置一式の経年劣化も進んでいることが指摘されており、部品等の交換及び動作調整を行う必要がある。

本自動扉装置については、ナブコドア株式会社が製作及び施工したものであり、修繕にあたっては、自動扉装置の構成及び整合性など同社が保有する知識及び技術力が不可欠である。

また、当該修繕で施工する部分は、既設部分と密接不可分の関係にあり、自動扉の動作の確実性・安全性、既存部品との円滑な動作状況を担保し、責任施工の一体化を図るためにも、本自動扉装置の施工設置業者であるナブコドア株式会社と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部区画整理課拠点開発事業グループ（電話番号 06-6208-9433）

随意契約理由書

1 案件名称

本町地下駐車場外1駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

エヌエイチパーキングシステムズ(株)

3 随意契約理由

機械式駐車場である本町地下駐車場および谷町筋地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は日立造船(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

なお、日立造船(株)の駐車場事業は平成18年に日本コンベヤ(株)と事業統合し、エヌエイチパーキングシステムズ(株)に事業継承されている。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

随意契約理由書

1 工事名称

舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事

2 契約相手方

三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

今回整備工事を行う脱水分離液処理施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水分離液に含まれているアンモニアを処理する施設である。

本施設は、三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体が設計製作及び施工したもので、その根幹技術は共同企業体と本市が永年にわたって共同で研究開発し、両者が共同特許を有する設計技術的に特殊な設備である。

本施設は多くの機器類で構成され、互いに複雑にシステム化されて稼動するものであることから施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に重要であり、これらを整備するには唯一プラント設計能力を有している共同企業体の考え方を十分に反映させることが不可欠である。

実施にあたっては共同企業体の持つ独自の技術が必要であり、主要部品も共同企業体しか製作していないため他から調達できない。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本整備工事ができる業者は三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号：06-6460-2830)